



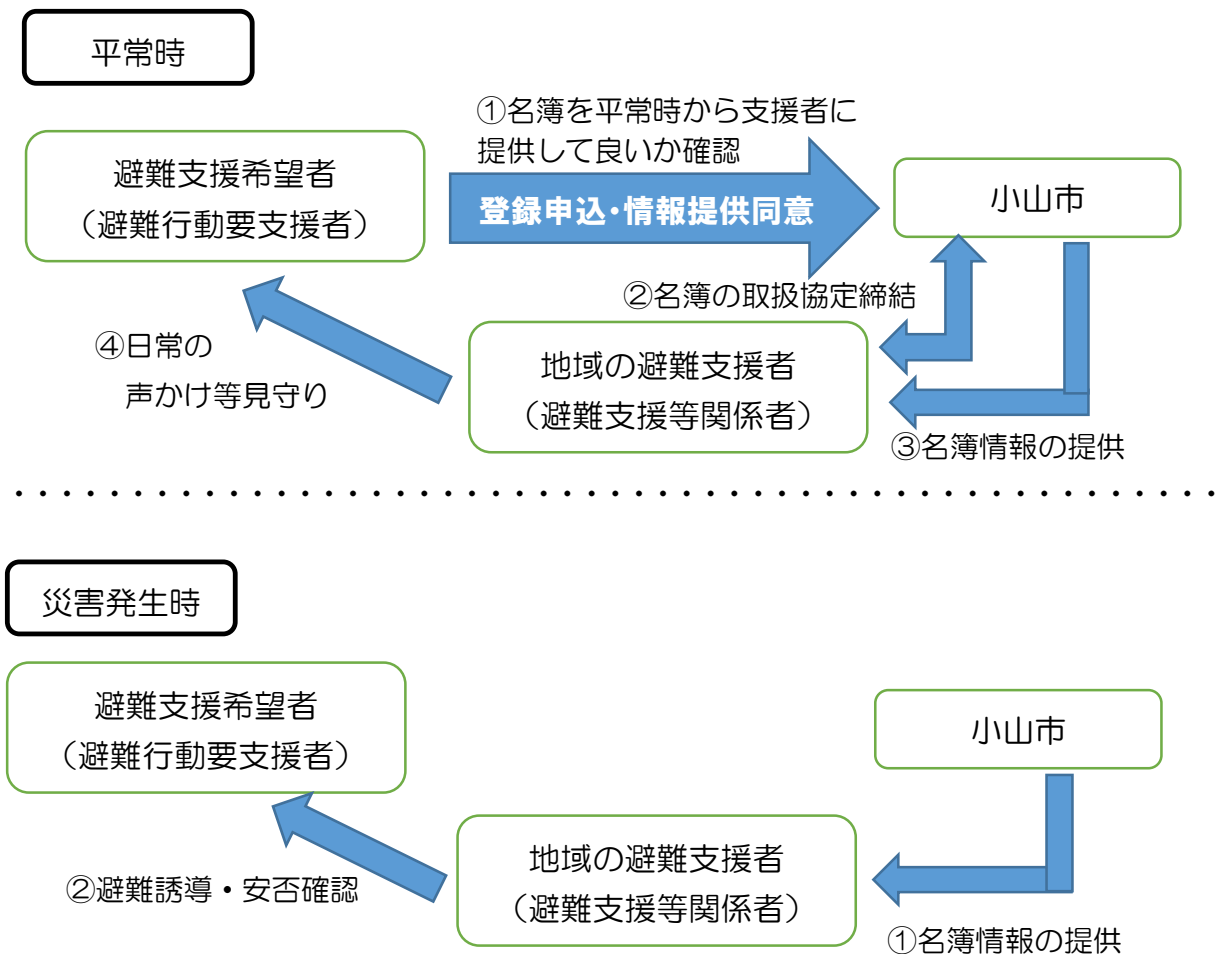
自ら避難することが困難な方へ ～災害時の避難支援が受けやすくなるために～

小山市では、災害発生時に自力で避難することが難しい高齢者や障がいをお持ちの方など「避難行動要支援者」が災害時に迅速に避難できるよう、自身による日頃の備えをしていただくとともに、可能な限り地域の皆様のご協力をいただき、被害を最小限にしていくための共助の仕組みを進めています。

災害時に備え、自力で避難できない方を、誰が支援し、どこに避難するか、あらかじめ決めておけるよう、身近な避難支援関係者に、避難支援を希望する方の情報を、市から提供します。

自力で避難できないため支援を希望する方は、まずは「災害時見守り情報個別票」（「避難行動要支援者名簿の登録」と「避難支援関係者への名簿情報提供の同意書」を兼ねています）の提出をお願いします。

避難行動要支援者の避難支援のイメージ



名簿に登録される方の範囲

- ①介護保険の要介護3以上
- ②身体障害者手帳1級・2級
- ③療育手帳Aの判定
- ④精神保健福祉手帳1級
- ⑤障がい福祉サービスを受けている指定難病患者
- ⑥75歳以上の1人暮らしや高齢者のみの世帯
- ⑦避難支援が必要で、登録を希望する方
(施設・病院等に入所・入院されている方は対象となりません)

登録に必要な名簿情報

住所、氏名、性別、生年月日、連絡先、支援を必要とする事柄
近隣の協力者等



名簿情報提供の同意手続きについて

担当地域の民生委員が訪問し、同意の意思や登録に必要な情報をお伺いします。
また、市が名簿の登録対象に該当すると思われる方には、福祉サービスの申請時や更新手続きの通知にチラシを同封する等により、同意の意思確認を行います。
(登録や名簿情報提供の同意書は市のホームページからもダウンロードできます。)

名簿情報の取扱について

名簿情報は大切な個人情報ですので、避難支援等関係者と取扱いに関する協定を結び、目的以外には使用しないようにしています。

注意

避難行動要支援者への支援は、地域の支援者等による任意の協力です。名簿に登録することによって、災害時の避難支援を保証するものではありません。
災害の状況によっては、支援に関わる方がすぐに対応できない場合も考えられます。
ご理解、ご協力をお願いします。

問合せ

小山市福祉課 福祉管理係 電話 22-9612